

『身体、知的、精神障害者に対する運賃の割引』

(1) 適用方法

- ①身体障害者にあつては、身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者で第一種身体障害者及び第二種身体障害者に適用する。(第一表 参照)
- ②知的障害者にあつては、昭和48年9月27日厚生省発児だい156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者で障害の程度がA-1、A-2の者に適用する。(第二表 参照)
- ③精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害等級が1級～3級の者に適用する。

第一表

区分		第一種身体障害者	第二種身体障害者
視覚障害		1級～3級、4級の1	4級の2、5級～6級
聴覚または平衡機能の障害		聴覚障害	4級、6級
		平衡機能障害	3級、5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害		該当なし	3級、4級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1・2	2級の3・4、3級～6級
	下肢	1級、2級、3級の1	3級の2・3、4級～6級
	体幹	1級～3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
移動機能		1級～3級	4級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓の機能障害 もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害		心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障害	1級、3級～4級
		ぼうこう・直腸の機能障害	1級、3級
		肝臓の機能障害	1級～4級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級～4級

第二表

障害の程度	IQ
A1(最重度)	IQ 20以下
A2(重 度)	IQ 21～35
B1(中 度)	IQ 36～50
B2(軽 度)	IQ 51～75

(2) 適用条件

- ①前項①～③に規定する手帳を提示した場合に限る。
- ②介護者又は付添人については、身体、知的、精神障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該障害者と同一の乗船区間により乗船する場合に限る。

(3) 割引の内容 (第三表 参照)

第三表

手帳の種類	区分	本人	介護人・付添人
身体障害者手帳	第一種	50%	50%
	第二種	50%	---
療育手帳(愛の手帳)	A-1	50%	50%
	A-2	50%	---
	B-1	---	---
	B-2	---	---
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	50%	50%